

# PDCAサイクル確立に向けた 点検・評価の取組状況

---

令和5年9月

総務省統計品質管理推進室

# I 取組の経緯と枠組み

## 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月統計委員会建議） 第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月変更、閣議決定）

### < PDCAサイクルによるガバナンスの確立・品質確保に向けた取組の強化 >

- 各府省は、調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善【令和2年度から実施】
- 統計調査の計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする【令和2年度から実施】

## PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

- 上記建議及び閣議決定を踏まえ、点検・評価の実施方法（点検・評価の観点に沿ったチェックリストの利用、統計幹事の関与等）、統計作成プロセスの透明化等（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）を盛り込み策定【令和2年10月施行】

## 公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

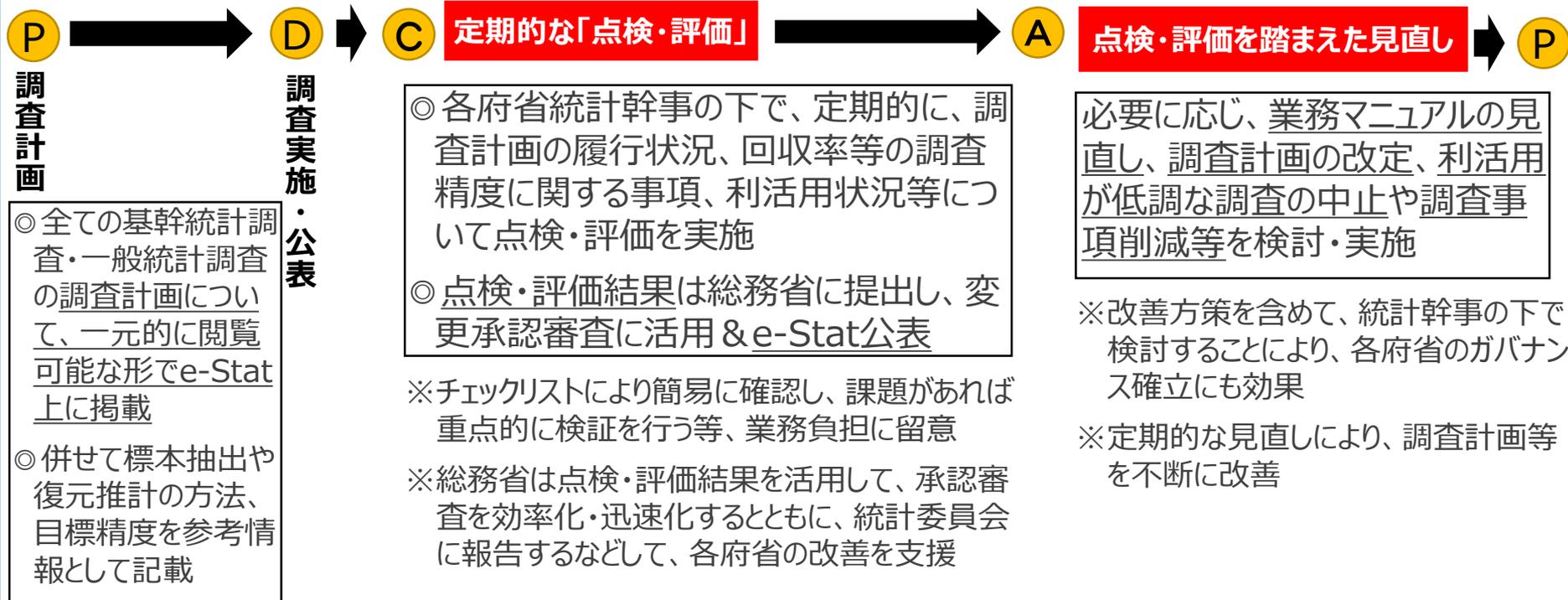
### < PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善 >

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、令和4年度後半に事後検証（自己点検）を実施する予定となっている基幹統計から順次、その業務マニュアルについて、
  - ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか
  - イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
  - ウ) 共有の範囲や方法は適切かといった点について確認を行い、その結果を踏まえて、業務マニュアルの充実及び内容の改定を進める

# (参考 1) PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

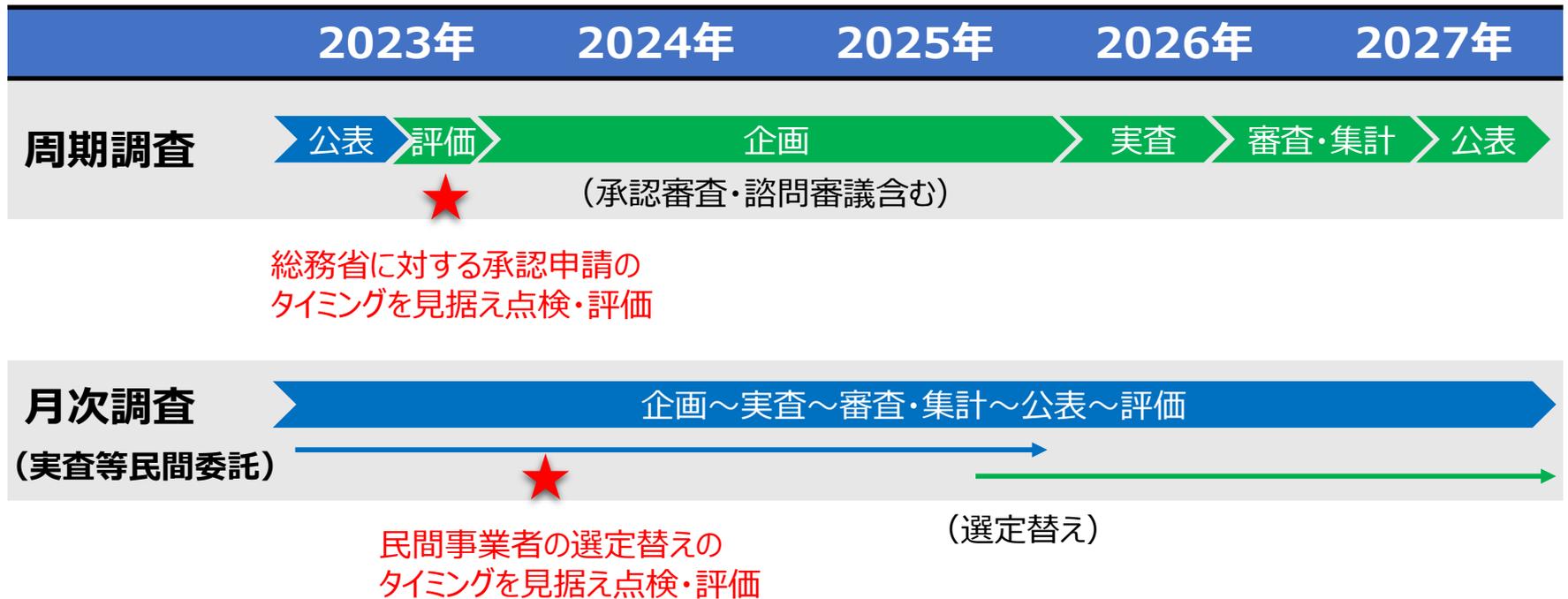
## 【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



# (参考2) 点検・評価の実施時期

- 点検・評価は、PDCAサイクルの一環として、調査周期などを踏まえ、次回調査の見直し・改善に資するよう計画的に実施することが必要
- また、民間事業者の選定替えや総務省・統計委員会の承認審査・諮問審議のタイミングを見据えて実施することにより、実効性のある取組とすることが必要

## 【点検・評価の実施時期（イメージ）】



## Ⅱ 点検・評価の実施状況（令和4年度）

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和4年度に111調査を実施しており、5年度は87調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数（令和4年度）			点検・評価実施予定（5年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
内閣官房	1	－	1	0	－	0	1	－	1
人事院	4	－	4	0	－	0	3	－	3
内閣府	20	－	20	5	－	5	4	－	4
総務省	23	14	9	8	6	2	1	1	0
財務省	7	2	5	3	1	2	1	0	1
文部科学省	22	4	18	18	3	15	4	1	3
厚生労働省	76	7	69	18	2	16	23	5	18
農林水産省	41	7	34	40	7	33	31	5	26
経済産業省	24	8	16	4	0	4	7	4	3
国土交通省	62	9	53	12	2	10	12	2	10
環境省	6	－	6	3	－	3	1	－	1
小計	286	51	235	111	21※	90	88	18	70
うち共管	6	2	4	0	0	0	1	1	0
合計	280	49	231	111	21	90	87	17	70

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

※ 基幹統計調査は、令和2年10月から4年度末迄の3か年（2年6か月）で延べ54件実施している状況（3年度末まで:33件+4年度:21件）4

# (参考3) 点検・評価の実施状況 (令和2年度からの総数)

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数		点検・評価実施数 (令和2~4年度)			点検実施・予定数 (令和2~5年度)			
		基幹調査	一般調査	※2年6か月	基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査
内閣官房	1	-	1	0	-	0	1	-	1
人事院	4	-	4	0	-	0	3	-	3
内閣府	20	-	20	17	-	17	21	-	21
総務省	23	14	9	23	14	9	24	15	9
財務省	7	2	5	5	2	3	6	2	4
文部科学省	22	4	18	18	3	15	22	4	18
厚生労働省	76	7	69	36	8	28	59	13	46
農林水産省	41	7	34	75	13	62	106	18	88
経済産業省	24	8	16	22	8	14	29	12	17
国土交通省	62	9	53	42	6	36	54	8	46
環境省	6	-	6	5	-	5	6	-	6
小計	286	51	235	243	54	189	331	72	259
うち共管	6	2	4	4	2	2	5	3	2
合計	280	49	231	239	52	187	326	69	257

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

# Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例（1/2）

## ■ 令和4年度の各府省の点検・評価結果から抜粋（実施済み・検討中を問わない）

### 1 報告者及び地方の負担軽減を図るためのオンライン調査の導入・拡充

- ・ 郵送に加え、オンラインによる回答を可能に
- ・ オンライン調査の対象調査票の拡大
- ・ 政府統計共同利用システムの「e-Survey」の導入

### 2 公表媒体及び公表時期の変更

- ・ 利活用状況を踏まえ、**印刷物での公表を廃止**し、電子データでの提供を充実
- ・ **速報値の公表を追加**し、一部の統計表の公表を早期化

### 3 業務委託・民間事業者の活用

- ・ 職員の負担を軽減し、限られたリソースを有効活用するため実査業務を**民間事業者に委託**

### 4 統計調査を取り巻く環境に合わせた調査項目・集計項目の見直し

- ・ 昨今のデジタル技術の実態やその他社会情勢等を踏まえ、調査項目や集計項目を見直し
- ・ 利活用状況や報告者負担の軽減、調査の効率化を鑑みて、調査項目や調査票の構成を改善

# Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (2/2)

## ■ 令和4年度の各府省の点検・評価結果から抜粋 (実施済み・検討中を問わない)

### 5 業務効率化を図るための業務マニュアルの整備

- 過去の調査状況や研究会を踏まえ、次回調査の改善に向けた**業務マニュアルの整備**に着手
- 一部のプロセス（実査や集計部分等）に係る業務マニュアルの**重点的整備**
- 業務方法の共有化を図るための業務マニュアル内容の充実・**共有化**

### 6 効率的な調査実施のための母集団情報、標本設計、推定方法の見直し

- より望ましい層化や地方自治体の事務負担軽減を勘案した標本抽出方法の変更

### 7 結果精度の確保・向上のための調査期間等の見直し

- 督促期間を確保し、調査票の回収率を向上させるため、**調査実施期間・調査票提出期限を見直し**
- 前回調査を踏まえた**調査票等の審査期間の見直し**、これを踏まえた公表時期の設定

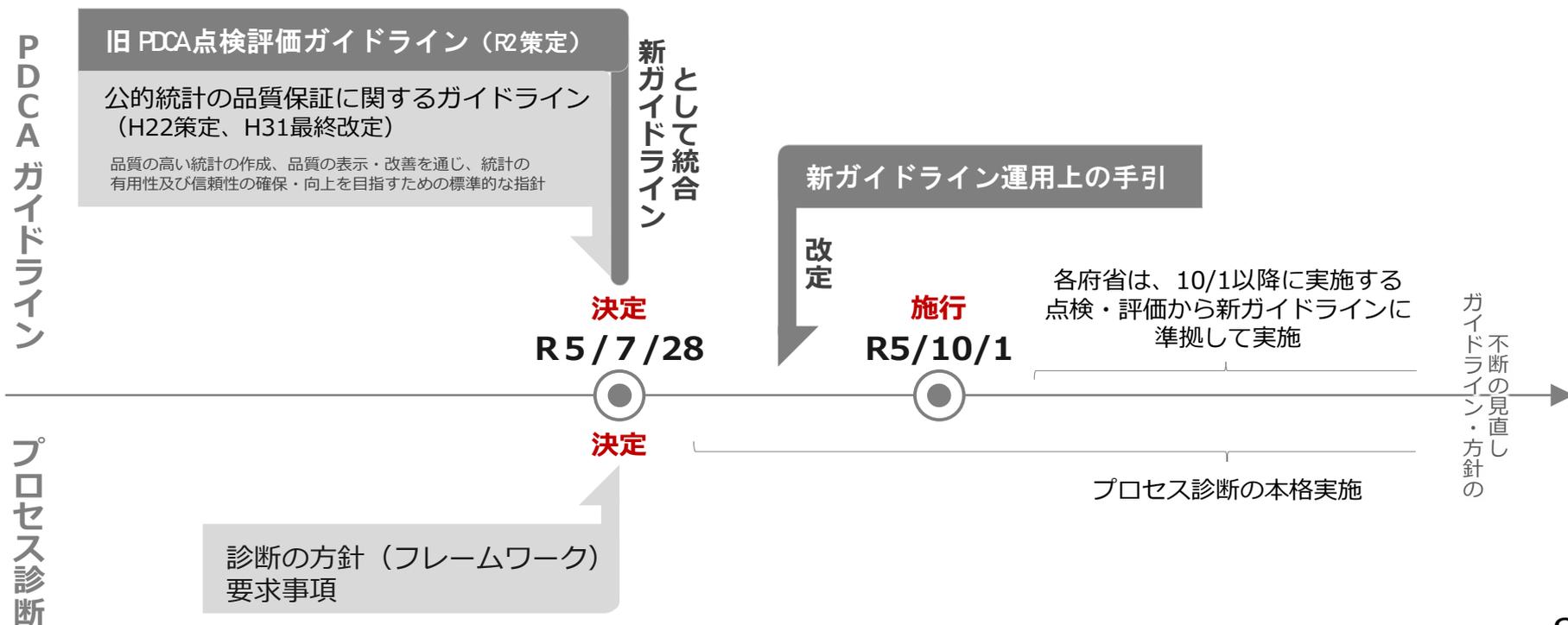
# IV 点検・評価ガイドラインの改定等の取組

## ■ PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドラインの改定

令和4年8月建議、第IV期基本計画を踏まえた対応、これまで実施してきた統計作成プロセス診断の試行・先行実施の状況の反映、同診断の方針（フレームワーク）や要求事項の策定を踏まえ、令和5年7月28日にガイドラインを改定

## ■ 統計作成プロセス診断の本格実施について

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）や要求事項を基に、本格実施を開始



# (参考4) 「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」の改定について

## 点検・評価の導入・定着 (R2年～)

- PDCAサイクルの確立に向け、統計調査の実施後に、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画等に反映する仕組みとして、令和2年7月に「**PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン**」(統計行政推進会議申合せ)を策定し、同年10月から各府省において点検・評価の取組を順次開始
- 上記点検・評価の取組と併せて、統計作成プロセスの透明性確保の観点から、各府省及び(総務省)統計審査官室とも連携し、**調査計画及び点検・評価結果のe-Statへの一元的掲載**を順次実施

## 今般のガイドライン改定の概要

- 今般、令和4年8月統計委員会建議及び第IV期基本計画において、各府省による事後検証(自己点検)の際に、従前の点検・評価の観点である調査計画の妥当性に加え、**業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認が的確に実施**されるよう、点検・評価ガイドラインの改定が求められたこと等を踏まえ、所要の改定を実施(改定後の名称:「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」(令和5年7月28日統計行政推進会議申合せ))
- 本改定では、ほかに、各府省によるPDCAサイクル実施の基(目的・原点)となる統計の品質について規定(要素定義や表示等)したほか、統計作成プロセス診断と各府省によるPDCAサイクル実施との関係についても規定(プロセス診断の活用やフォローアップ等)